

徳島県公安委員会規則第4号

徳島県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項第1号中「戸籍抄本，住民票の写し又は運転免許証の写し」を「運転免許証（以下「免許証」という。）の写し，個人番号カードの写し，戸籍抄本又は住民票の写し」に改める。

第19条の2及び第20条を次のように改める。

(運転免許に関する公安委員会への申請等)

第19条の2 運転免許に関する公安委員会への申請，届出等は，徳島県警察本部交通部運転免許課長を経由して行うものとする。ただし，次に掲げる申請又は届出は，署長（第1号に規定する申請にあつては徳島中央署長及び鳴門署長を，第2号，第4号，第8号及び第9号に規定する届出にあつては阿南署長を除く。）を経由して行うことができる。

- (1) 法第89条第1項の規定による免許（原付免許及び小型特殊免許（法第97条の2の適用を受ける場合を除く。）に限る。）の申請
- (2) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出
- (3) 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請（免許証のみを有する者に係るものに限る。）
- (4) 法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する法第94条第1項の規定による変更事項の届出
- (5) 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しに係る申請（現に受けている免許の全てを取り消す場合に限る。）
- (6) 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（再交付に係るものを除く。）
- (7) 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請（運転経歴証明書の再交付を伴う場合を除く。）
- (8) 規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出
- (9) 規則第30条の15第1項の規定による変更事項の届出

2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる申請又は申込以外のものは，徳島県警察本部交通部運転免許課阿南分室（以下「阿南分室」という。）及び同課阿波分室（以下「阿波分室」という。）の長を経由して行うことができる。

- (1) 法第89条第1項の規定による免許の申請（法第99条の5第5項に規定する卒業証明書（法第99条第1項の規定に基づき公安委員会が指定した指定自動車教習所が発行したものに限る。）を有する者（第21条第1項において「卒業証明書保有者」という。）が，普通免許に係る法第97条第1項第1号及び第3号に掲げる事項について運転免

許試験（第21条第1項において「普通免許の適性試験及び学科試験」という。）を受ける場合を除く。）

- (2) 法第89条第3項の規定による技能検査の申請
- (3) 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の変更の申請
- (4) 法第100条の2第5項の規定による再試験受験の申込
- (5) 法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う免許証の更新の特例の申請
- (6) 規則第18条の5の規定による限定解除審査の申請
(申請用写真の添付を要しない場合)

第20条 規則第21条第6項、規則第21条の2第3項、規則第21条の9第3項、規則第29条第3項（規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）、規則第30条の7第4項、規則第30条の8第2項及び規則第30条の11第2項に規定する公安委員会規則で定める場合は、規則第21条第2項、規則第21条の2第1項、規則第21条の9第1項、規則第29条第1項、規則第29条の2第1項、規則第30条の7第1項、規則第30条の8第1項又は規則第30条の11第1項の申請書等を提出する場合とする。ただし、当該申請書等を提出する者が、署長を経由して運転経歴証明書の交付を申請する場合は、この限りでない。

第20条の2の見出し中「免許証保管証」を「出頭命令」に改め、同条中「と同規則第30条の7に規定する免許証保管証は供用するものとし、別記様式第11号の2」を「については別記様式第11号の2、規則第30条の6に規定する出頭命令通知書については別記様式第11号の2の2」に改める。

第21条の2中「申出書」を「運転免許（失効・取消）申請書・講習受講申出書」に改める。

第25条の2中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改める。

第30条の見出し中「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第1項中「第30条の10第1項」を「第30条の8第1項」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書、規則第30条の12第2項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届及び規則第30条の16第2項の公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、運転経歴証明書の交付を伴わない場合にあつては交付手数料納付書を、運転経歴情報の記録を伴わない場合にあつては記録手数料納付書を省略するものとする。

第30条第2項中「届出書」を「運転経歴証明書返納届及び規則第30条の15第2項の公安委員会規則で定める届出書」に改め、同条第3項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

※ 整 理 番 号

安全運転管理者に関する届出書														
年 月 日														
徳島県公安委員会 殿														
安全運転管理者を（選任・解任 ・届出事項を変更） } したので 届出者（法人の名称・代表者）の住所・氏名 住 所 氏 名 (電話)														
届け出ます。														
選 任 年 月 日 年 月 日														
安 全 運 転 管 理 者 氏 名 (ふりがな)														
資 格 要 件														
生年月日 年 月 日 (歳) (年齢)														
運転の管理経験 3 公安委員会 1 2 公安委員会の教習 公安委員会 2年以上 修了者で1年以上 の認定														
職務上の地位														
安全運転管理者が運転免許を持っている場合														
免 許 の 種 類														
免 許 年 月 日														
免 許 証 の 番 号 又は免許情報記録の番号														
交 付 年 月 日 又は記録等年月日														
交 付 公 安 委 員 会 又は記録等公安委員会														
安全運転管理者の勤務の態様														
勤 務 日勤・隔日・その他 ()														
副安全運転管 理者の有無 あり (名) なし														
安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴														
勤 務 期 間 勤務所名 職名														
自 . . 至 . .														
自 . . 至 . .														
自 . . 至 . .														
自 . . 至 . .														
自 . . 至 . .														
使 用 の 本 拠 における自動車台数・運転者数														
乗 用 貨 物 大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普 計 大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普 計 型 型 型 通 型 型 型 通 特 特 (実数) (実数) (実数) 自 動 車 台 数														
運 転 者 数														
免 許 種 別 大型 中型 準 普通 大 特 小 大 普 計 一 二 一 二 中 一 二 一 二 自 自 計 種 種 種 種 型 種 種 種 種 特 二 二 専 従														
予 備														
前安全運転管理者														
解任年月日 年 月 日														
氏 名														
解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()														
徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 ☐ 承諾する ☐ 承諾しない														

備考 1 届出者は、※欄には記入しないこと。
2 選任の届出書には、次の書類を添付すること。
(1) 運転免許証の写し、個人番号カードの写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通
(2) 運転管理に関する証明書 1通
(3) 運転記録証明書 1通
3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。
4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0.5台として計算し、()にその実数を記入すること。
5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所（字名まで）を掲載することについて、該当する□にレ印を入れること。

年 月 日

副安全運転管理者を（選任・解任
・届出事項を変更） } したので

氏 名

(電話)

選任年月日		年 月 日			使用の本拠の 本拠	名 称														
副安全運転 管理者氏名		(ふりがな)				位 置														
						安全運転管理 者の氏名														
資 格 要 件		生年月日 年 月 日 (歳) (年齢)				業種別		1 官公署 2 公社等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()												
		1 運転の管理経験 1年以上	2 運転の経験期間 3年以上	3 公安委員会 の認定																
職務上の地位					使用の本拠における自動車台数・運転者数	乗 用 貨 物 大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普 型 型 型 通 型 型 型 通 特 小 大 普 計														
副安全運転管理 者が運転免許を 持っている場合		免許の種類																		
		免許年月日																		
		免許証の番号 又は免許情報記録の番号																		
		交付年月日 又は記録等年月日																		
		交付公安委員会 又は記録等公安委員会																		
副安全運転管理 者の勤務の態様		勤 務		日勤・隔日・その他 ()																
		補助者の有無		あり (名) なし																
副安全運転管理 者の略歴	勤 務 期 間		勤務所名		職名															
	自 至																			
	自 至																			
	自 至																			
	自 至																			
	自 至																			
解任年月日		年 月 日																		
氏 名																				
解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()																		

徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 ☐ 承諾する ☐ 承諾しない

備考 1 届出者は、※欄には記入しないこと。

- 2 選任の届出書には、次の書類を添付すること。

- (1) 運転免許証の写し、個人番号カードの写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通
- (2) 運転管理に関する証明書 1通
- (3) 運転記録証明書 1通

3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「副安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。

- 4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0.5台として計算し、()にその実数を記入すること。

- 5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所（字名まで）を掲載することについて、該当する□にレ印を入れること。

別記様式第11号の2を次のように改める。

別記様式第11号の2（第20条の2関係）

免許証住所	出 頭 命 令 書（番号）						
	道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。						
	命 令 日 時		年 月 日 午前・後 時 分				
	命 令 者 の 所 属 、 階 級 及 び 氏 名		警部補・ 警察署・課・隊 巡査部長・巡査 ⑩				
	出 頭 日 時		年 月 日 午 前 後 時 分				
	出 頭 場 所		名 称 所在地 県 市 町 郡 村 電 話 （ ） ー				
	氏 名	生年月日	年 月 日生（ 歳）			職業	
		本 籍	県 市 町 郡 郡 村				
		住 所	県 市 町 郡 郡 村				
			電 話 自宅	ー			ー
携帯			ー			ー	
勤務先		ー			ー		
免 許 証	第	号			公安委員会交付		
免許情報 記録	第	号			公安委員会記録等		
個人番号カード住所	この出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった場合は、過料に 処される可能性があります。						
	備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有するものは本籍を、その他の者は国籍等を記載 すること。 2 住所は、免許証又は個人番号カード記載の住所をそのまま記載することなく、 実際に生活している場所を聴取して記載し、その場合には、免許証又は個人番 号カード記載の住所は左欄外へ記載すること。						

免許証又は免許情報記録の有効期限（
年 月 日まで）（
年 月 日まで更新手続中）

別記様式第11号の2の次に次の1様式を加える。

免許証住所 個人番号カード住所	出 頭 命 令 通 知 書						免許証又は免許情報記録の有効期限（ 年 月 日まで） （ 年 月 日まで更新手続中）	
	出 頭 日 時		年 月 日 午 前 後 時 分					
	出 頭 場 所		名 称 所在地 県 市 郡 町 村 電話					
	氏 名	生年月日	年 月 日生（ 歳）			職業		
		本 籍	県 市 郡 町 村					
		住 所	県 市 郡 町 村					
			電話 自宅 ー ー 携帯 ー ー 勤務先 ー ー					
			免許証	第 号 年 月 日 公安委員会交付				
	免許情報 記録	第 号 年 月 日 公安委員会記録等						
		(番号) 年 月 日 公安委員会 殿 道路交通法第104条の3第3項の規定により、上記のとおり 通知します。 署・課・隊 階級 印						

別記様式第11号の3を次のように改める。

運転免許(失効・取消)申請書・講習受講申出書

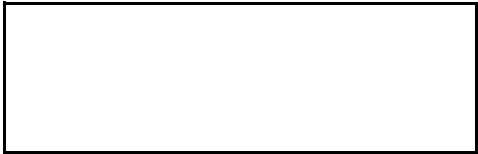
徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

フリガナ		電 話 番 号	暗 証 番 号				
氏 名			免許証	①		②	
			マイナ				

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効(まで) ・ 失効
マイナ免許証の紛失	有 ・ 無

記 載 事 項 変 更	フリガナ	
	新氏名	
	新国籍 新本籍	
	新住所	
確認書類		住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他()



適性検査		条件(付与・解除・変更)									
裸 眼	左	0.									
	右	0.									
	両	0.									
眼鏡 ・ コンタクト											
矯 正	左	0.									
	右	0.									
	両	0.									
視 野	左	度	深	1	mm	聴	適 ・ 否	検 査 者			
	右	度	視	2	mm	力	適 ・ 否				
	計	度	力	3	mm	運 動 結 果	合 ・ 不				

備 考	□初心標識免除(準中・普通) □高速二人乗り可 □自二1年以上												講習種別	□優良 □一般 □違反 □初回 □高齢 □特任									
特失・特取 区 分	やむを得ず		うっかり		やむを得ず		一定の取消						申請しない 免許の種類	□大型 □中型 □準中型 □普通 □大特 □大自二 □普自二 □小特 □原付 □け引 □大二 □中二 □普二 □大特二 □け引二 上記のレ印の免許は申請しません。									
	6月以内		6月超3年以内		3年以内						氏名												
理由証明	□診断書 □領収書 □パスポート □在所証明																						

試 験 結 果 表

受 験 年 月 日			
適 性 試 験			
学 科 試 験			
技 能 試 験			
確 認 者			

(2枚目)

運転免許（失効・取消）申請書・講習受講申出書
（運転免許申請手数料納付書）

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
-----	--	------------	-------

※ 上記太枠内のみ記載してください。

運転免許試験を受験したいので下記の金額を納付する。

試験手数料

受験する免許種類 (○印のもの)	大 型	中 型	準中型	普 通	大 特	大自二	普自二	
	小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	大特二	け 引	け引二

免許1種類ごとに 円

徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(3枚目)

運転免許(失効・取消)申請書・講習受講申出書
(講習手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生 年 月 日		年 月 日
-----	--	------------	--	-------

※ 上記太枠内のみ記載してください。

講習を受講したいので下記の金額を納付する。

講習手数料

講 習 方 法	対 面 講 習				オンライン講習	
講習の区分 (○印のもの)	優良 円	一般 円	違反 円	初回 円	優良 円	一般 円

徳 島 県 収 入 証 紙 貼 付 欄		
1	3	5
2	4	6

別記様式第13号の2中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改める。

別記様式第13号の2の5を次のように改める。

届 出 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

公安委員会 殿

徳島県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報 記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
理 由	
備 考	

別記様式第14号の4中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。

別記様式第14号の8備考1中「理由なく」を「理由のため」に改める。

別記様式第14号の9を次のように改める。

徳島県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報 記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	道路交通法第 103 条第 1 項第 号に該当しないことが明らかになったため

別記様式第15号の3を次のように改める。

別記様式第15号の3（第28条関係）

講 習 申 出 書																		
徳島県公安委員会 殿																		
日間の運転免許停止処分を、 年 月 日から受けましたが、講習を受けたいので申し出ます。																		
年 月 日																		
講習申出者住所・氏名																		
(生年月日) 年 月 日																		
免 許 証	第	号	免 許 の 種 類															
	有効	公安委員会交付 年 月 日		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許情報 記 録	第	号	種	型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	二
	有効	公安委員会記録等 年 月 日	類	型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	二
講 習 期 日																		
手 数 料 欄																		

別記様式第15号の11及び別記様式第15号の12を次のように改める。

(1枚目)

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申出書

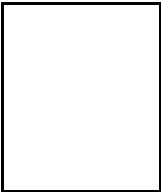
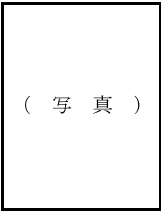
徳島県公安委員会 殿

申請日

フリガナ		電話番号					
氏 名		暗証 番号	免許証	①		②	
			マイナ				

記載事項変更	フリガナ		
	新氏名		
	新国籍 新本籍		
	新住所		
確認書類		住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
有効期間を更新するもの	免許証 ・ 免許情報記録
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効 (まで) ・ 失効
マイナ免許証の紛失	有 ・ 無
経由地での免許情報書換	有 ・ 無
経由地への免許証返納	有 ・ 無



適性検査			条件 (付与・解除・変更)									
裸 眼	左	0.										
	右	0.										
	両	0.										
眼鏡 ・ コンタクト												
矯 正	左	0.										
	右	0.										
	両	0.										
視 野	左	度										
	右	度										
	計	度										
深 視 力	1	mm	聴 力	適	・	否	検 査 者		確 認	☐		
	2	mm	運 動	適	・	否						
	3	mm	結 果	合	・	不						

(2枚目)

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏名		生年 月 日	年 月 日
----	--	-----------	-------

※ 上記太枠内のみ記載してください。

運転免許証等の更新をしたいので下記の金額を納付する。

免許証等更新手数料（○印のもの）

免許証	円	免許証（不交付）	円
マイナ免許証	円	二枚持ち	円
経由更新	免許・マイナ・二枚		経由地書換え 有・無
	円		

徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(3枚目)

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏名		生年 月 日	年 月 日
----	--	-----------	-------

※ 上記太枠内のみ記載してください。

更新時講習を受講したいので下記の金額を納付する。

講習手数料

講習の方法	対 面 講 習				オンライン講習	
講習の区分 (○印のもの)	優良 円	一般 円	違反 円	初回 円	優良 円	一般 円

徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

更新時講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 氏 名 道 路 交 通 法 第 1 0 8 条 の 2 第 1 項 第 1 1 号 に 規 定 す る 講 習 を 受 講 し ま す 。	
受 講 日 時	年 月 日
講 習 種 別	
手 数 料	

別記様式第16号を次のように改める。

特定任意講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 住所 申請者 氏 名 年 月 日生 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習）を受講します。	
受 講 日	年 月 日
免許証又は 免許情報記録 の有効期限	年 月 日
手 数 料	

別記様式第17号から別記様式第19号までの様式を次のように改める。

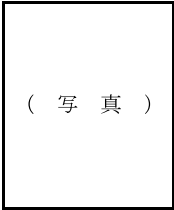
運転経歴証明書交付等申請書
兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届

徳島県公安委員会 殿

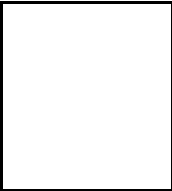
申請日

フリガナ		連絡先	
氏 名			
代理人氏名	続柄 ()	代理人 連絡先	

記載事項変更	フリガナ	
	新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
	経歴証明書 ・ マイナ経歴
手続後に希望するもの	なし・経歴証明書・マイナ経歴
個人番号カードの効力	有効 (まで) ・ 失効



取消年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 ☐

運転経歴証明書交付等申請書
兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届
(交付手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生年月日	年 月 日
-----	--	------	-------

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴証明書の交付を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴証明書交付手数料 (円)		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

運転経歴証明書交付等申請書
兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届
(記録手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生年月日	年 月 日
-----	--	------	-------

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴情報の記録を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴情報の記録	円
運転経歴情報の記録（運転経歴証明書の交付・再交付を伴う場合）	円

徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

運転経歴証明書記載事項変更届出書兼運転経歴情報変更届出書

徳島県公安委員会 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

フリガナ			電話番号	
届出者氏名				
変更事項	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	住 所			

※太枠内のみ記載

--	--

確認書類	☐ 住民票 ☐ 個人番号カード ☐ 公共料金							
	☐ その他()							
照会番号						受付場所		

年 月 日

(写 真)

--

取得年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
受付場所			
		確認	☐

運 転 経 歴 証 明 書 亡 失 等 て ん 末 書			
日 付	年 月 日 (~ 年 月 日頃までの間)	届 出	有 ・ 無
場 所			
状 況	-----		
☐ 上記のとおり、事実と相違ありません。 ☐ また、旧運転経歴証明書を発見したときは、必ず返納します。 氏 名 _____			

運転経歴証明書再交付申請書(手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生年月日	年 月 日
-----	--	------	-------

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴証明書の再交付を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴証明書再交付手数料(円)		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(指定講習機関の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 指定講習機関の指定等に関する規則（平成2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「運転免許証写，住民票，運転記録証明書，運転経歴証明書」を「運転免許証写しその他現に免許を受けていることを証明するに足りる書面，住民票の写し」に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

別記様式第14号(第16条関係)

[illegible]

（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部改正）

第3条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則（平成6年徳島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号（裏）中「・免許証（」を「及び免許証又は免許情報記録個人番号カード（免許証、免許情報記録個人番号カードともに保有している場合はその両方、）」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

別記様式第3号の2及び別記様式第3号の3中「1人」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第17号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第18号の運転経歴証明書記載事項変更届は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則の相当様式による書面とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第11号の2の出頭命令書・免許証保管証及び別記様式第14号の8の診断書提出命令書並びに道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則別記様式第3号から別記様式第3号の3までの意見の聴取通知書は、なお、その効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第5号の安全運転管理者に関する届出書、別記様式第6号の副安全運転管理者に関する届出書、別記様式第17号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第18号の運転経歴証明書記載事項変更届は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則の相当様式により作成されたものとみなす。